

裁判員制度の現状と課題

著者	笹倉 香奈, 上口 達夫, 遠藤 邦彦, 水谷 規男, 西村 健, 野呂 雅之, 裁判員経験者3名
雑誌名	甲南法学
巻	55
号	1・2
ページ	73-116
発行年	2014-01-30
URL	http://doi.org/10.14990/00001607

裁判員制度の現状と課題

笹 倉 香 奈
上 口 達 夫
遠 藤 邦 彦
水 谷 規 男
西 村 健
野 呂 雅 之
裁判員経験者 3 名

はじめに

本稿は、アジア犯罪学会第6回年次大会の「市民公開講座」企画として、2014年6月28日土曜日の18時より20時15分まで開催された公開シンポジウムの記録である。

2009年5月に裁判員制度が施行されてから、5年が過ぎた。すでに5万人以上の一般市民が裁判員あるいは補充裁判員として刑事裁判に参加してきた。

それにもかかわらず、裁判員経験者が実際にどのような経験をしたのかという話を、一般市民が直接聞くことのできる機会は少ない。そこで、実際に刑事裁判に裁判員としてかかわった経験のある方々のお話をとおして、裁判員制度の現状がどのようなものであるか、課題はどのようなところにあるかということを明らかにすることを目的として、本シンポジウムを企画した。

シンポジウムは2部に分かれる。

第1部では、裁判員経験者3名をお招きし、各人の経験を語って頂いた。裁判員経験者のAさん（男性）は2010年に東京地方裁判所で強盗致傷事件の裁判

資 料

に、Bさん（女性）は2012年に京都地方裁判所で殺人等の事件に、Cさん（男性）は2009年に大阪地方裁判所で通貨偽造事件に関わられた。第1部の司会は、上口達夫氏が担当された。上口氏は「『裁判員 ACT』裁判への市民参加を進める会」*の活動に参加され、一般市民の立場から裁判員制度について考えてこられた経験がある。

第2部では、これまで法律に様々な立場から関わってこられた方々に登壇して頂き、第1部で行われた議論の解説をして頂くと同時に、それぞれの視点から検討・提言をして頂いた。ご発言順に、大阪地方裁判所第12刑事部にて部総括判事として裁判員裁判にかかわっておられる遠藤邦彦氏、大阪大学高等司法研究科教授で刑事訴訟法を担当されている水谷規男氏、大阪弁護士会に所属され、日本弁護士連合会刑事弁護センターの副委員長を務められている西村健氏、そして朝日新聞大阪社会部の記者で、長年司法記者として、また論説委員として司法社説等を執筆してこられた野呂雅之氏である。なお、本シンポジウムのオーガナイザー、総合司会及び第2部の司会は笹倉香奈（甲南大学法学部・准教授）が担当した。

当日は100名以上の聴衆を得て、2時間以上に及ぶ白熱した議論が行われた。当初のねらいどおり、たくさん的一般市民の方々にもお集まり頂けた。シンポジウムでは、刑事裁判の諸原則、事実認定の方法、量刑の方法、守秘義務のあり方などについて、裁判員が裁判所からいかなる説明を受けたか、裁判所は実際にどのような説明をしているのかなどの実態も明らかになった。貴重な内容を含むため、アジア犯罪学会の許可を得て、記録を『甲南法学』に掲載した次第である。

掲載をお認め頂いたアジア犯罪学会には、心より御礼申し上げます。

（笹倉 香奈）

*「裁判員 ACT」は、裁判における市民の役割とはどのようなものかを考え、市民が主体的に裁判に関わっていくためにはどうすれば良いかを検討することを目的に、社会福祉法人・大阪ボランティア協会の一事業として2009年に立ち上げられた団体である。本シンポジウムのパネリストのうち、上口達夫氏、西村健氏、笹倉香奈は ACT のメンバーとして活動に参加している。その他の ACT のメンバーからも、シンポジウムの準備段階から惜しまぬ協力を得た。ACT については、<http://www.osakavol.org/08/saibanin/index.html> を参照されたい。

裁判員制度の現状と課題

笹倉）市民公開講座「裁判員裁判の現状と課題」を始めたいと思います。

本日のオーガナイザーで、総合司会を務めます笹倉香奈でございます。私は、甲南大学法学部で刑事訴訟法を担当しております。よろしくお願いたします。

本日は、資料を1枚配布しております。おもては今日の簡単なレジュメで、うらはこの後第2部でご登壇いただく遠藤裁判官が作成して下さった、刑事裁判の流れを記載したものです。資料がございますとおり、2009年5月21日に裁判員裁判が始まってからこれまでに選任された裁判員は37,000人以上で、補充裁判員も13,000人近くいらっしゃいます。あわせて5万人程度の方が、裁判員または補充裁判員として刑事裁判に関与されてきたということになります。

しかし一般市民の方も、あるいは仕事で法律や法学に関わっている方も、実際に裁判員を務めた経験者の話を聞く機会はなかなかありません。裁判員裁判がどのように運用されているのかがなかなか見えず、「自分が実際に裁判員になったらきちんと裁判できるのか」という不安を抱いている市民の方も少なくないようです。

そこで第1部では、実際に裁判員として裁判に関わられたお三方に、裁判員として裁判に関わるということがどのような体験だったのかなどをうかがいます。その後、第2部では第1部での議論を受けまして、裁判員裁判の現状はどのようなものなのか、そこにはどのような課題があるのかということを経験者の皆さんと考えていきたいと思っております。そのことによって、裁判員裁判というのがどういうものなのか、どういう問題点があるのかということが少しでも明らかになればと思っております。

それでは早速、第1部を始めたいと思います。第1部の司会は『『裁判員 ACT』裁判への市民参加を進める会』の上口達夫さんをお願いしております。

第1部 裁判員経験者3名によるパネルディスカッション

上口) 第1部のパネルディスカッションを始めたいと思います。

私は進行を務めます、「『裁判員 ACT』裁判への市民参加を進める会」という市民団体の上口と申します。私自身は裁判員経験者ではありませんが、会社員ですので裁判員になる可能性があるということで、市民目線でお話を伺っていきたいと思います。

今日は裁判員経験者の方が3名いらっしゃいますが、私の隣からAさん、Bさん、Cさんと呼びます。ご了承ください。それではAさんから、ご自身が担当された裁判の内容や結果についてお話しただけですか。

●自己紹介

- A) 今日はよろしくお願いいたします。私は2010年6月に東京地方裁判所で裁判員裁判に参加しました。のべ4日間、強盗致傷の事件で、求刑が13年で8年6月、つまり8年半の判決になりました。
- B) よろしく申し上げます。私はリハビリを行う言語聴覚士という資格を持って働いています。2年前、2012年7月に京都地裁の裁判に関わりました。3連休をはさんだ5日間の裁判で1週間仕事を休みました。罪名は殺人、覚醒剤所持と使用。求刑12年に対して、10年の判決でした。心身耗弱の程度を争っていて、難しい裁判でした。
- C) よろしく申し上げます。私は2009年、裁判員制度が始まった年の10月に、大阪地裁で裁判員を務めました。事件は1万円札の偽札を8枚ほど作ってコンビニ等で使ったという、通貨偽造・同行使の裁判でした。検察側の求刑は4年、弁護側は執行猶予を求めた裁判です。法律上の下限は3年なんですけど、結果は2年6月でそれよりも短い判決になりました。

上口) 2年6月で執行猶予がついたのですか。

C) 執行猶予はついていません。実刑です。

●刑事裁判の基本原則について

上口) ありがとうございました。皆さんはおそらく、初めて裁判というものを経験されたと思いますが、刑事裁判には、市民の日常生活の感覚とは異なる諸原則があります。「検察官による合理的な疑いを越えた立証責任」、「無罪推定」、あるいは「疑わしきは被告人の利益に」という耳慣れない基本ルールがあって、最初にこのルールが説明されなければならないことになっているのですが、裁判所からこのような説明を聞いた記憶はありますか。

A) 初日にそのような説明があったことは記憶してるんですが、それがどのように詳しく説明されたかは、正直言って覚えていません。まず、初日の朝に選任手続がありまして、選任手続が終わると、どんどん、どんどん進んでいくんですね。裁判員が集まって評議室に入って、簡単に自己紹介をして、私の場合はその後食事に行きましたが、頭の中は午後から始まる裁判のことでいっぱい、その間に話があったことは覚えているのですが、何をどのように、ということは覚えていません。

B) 私もAさんとまったく同じで、たぶん聞いたとは思いますが、ぼんやりとしか覚えていません。

C) 私は大阪地裁ですが、選任手続が終わって裁判員に決まった時に、裁判員は評議室に集まって最初に宣誓をしました。宣誓は全員で読み上げるのですが、その後に簡単に説明があったと思います。もう5年近く過ぎましたので、詳しい内容は覚えていませんが、無罪推定の原則をかみ砕いて話をしてたのを覚えています。裁判ではあくまで疑われているだけであり、判決が出て初めて有罪であるというような説

明だったように思いますが、簡単に流されたと思います。私は法学部卒ですので、「こういうことは話されるのだなあ。一般市民が裁判をするには必要なことだ」と興味を持って聞いたのを記憶しています。

●検察官・弁護人の印象

上口) 裁判が始まった時は皆さん同じかもしれませんが、説明を聞くどころではなくて混乱している中で、裁判官は説明をしたけれどもあまり覚えていないという状況だった、というようにお聞きしました。

さて、いよいよ公判の手続に入るわけですが、法廷では冒頭陳述があって、検察官が話をして、弁護人も話をするとします。最初の検察官と弁護人の話についての印象はどうでしたか。

B) 検察官と弁護人で、かなり違いがあると感じました。検察官は論点をはっきりしていてわかりやすかったし、配布される資料にはメモ欄もあって便利でした。弁護士さんの方は、長い文章を読み続けるような、物語を聞いているような形で、ちょっと眠い時もありました。被告人の人となりイメージしやすい良さはあったとは思いますが。

A) 私の時は検察官3人、弁護士1人。まずこの段階で弁護人が圧倒された感じがしました。配布された資料は、検察官から出てきたものは図解や色がついてわかりやすいものでした。これに対して弁護士は、A4の厚めの紙、たとえば卒論を読みあげるような感じで、印象としては良くなかったです。

C) 冒頭陳述の時は、頭の中が真っ白とまではいきませんが、えらいところに来たという気持ちで、話の内容がなかなか理解できませんでした。検察官はとうとうと話をして、組織だって相当訓練されているという印象でした。大阪地裁でまだ4件目の裁判員裁判でしたので、裁判所も裁判員にかなり気を使っていたと思います。弁護士さんには若干疑問がありました。というのは、執行猶予を求めているのにもかか

わらず、執行猶予に関する主張が少ない気がしました。それから、弁護士さんは2人いたのですが2人が連携していないように見えました。ただ、被告人とはよく打ち合わせをしているようでした。

●法廷に出された証拠や証言

上口) 法廷には証人や証拠物が出されるわけです。今のお話では冒頭陳述ではいくぶん検察官の方がわかりやすかったということのようですが、証拠や証言についてわかりやすかったとか、わかりにくかったなど印象に残っていることや、こういうふうにすれば良いのに、と思ったことなどをお聞かせいただけますか。

A) 私は検察官が証拠を出して説明する中で、なぜこの証拠を出したのかと最後までずっとひっかかっていたものがありました。なぜこの証拠を出したのか聞きたいなと思いつつながら、聞けないまま終わったのはちょっと残念でした。結果的にはその疑問は解決したので質問する必要はなかったし、今思えばそんな大きな問題ではなかったんですが、ひっかかりながら進んでいたのを覚えています。

上口) 後で解決したというのは、何か説明があったのですか。

A) 事件の内容はここではお話しませんが、被告人と実行犯グループのメンバーがどの居酒屋で食事をして何を食べたかというレシートなどの細かい証拠が出てくるんですが、その証拠と事件がどのように関係しているのかが、正直わからなかったんです。片方が嫌いなメニューをたくさん頼んでいたんで、要は上下関係があって、主導していたのがどちらかということが後々わかるのですが、そこにすごく時間を割いたのは違和感がありました。

B) 証拠で足りないものがあるのかということは、まったく頭には浮かばなかったし、出されたもので判断しなきゃと考えていました。今、可視化が問題になっていますが、取調べ中の録音テープが京都地裁で

資 料

初めて証拠に採用されるはずだったのですが、取り下げられたので聞けません。心神耗弱の程度が争われている事件で、目の前にいる被告人は、ぼーっとしてほとんど声が出なくて言葉も聞き取れないような状態でした。事件当時の被告人の状態がどうだったのか、想像しても浮かばないのです。それで取調べ中と今とどのくらい違うのかわかりたかったので、テープを聞けなかったのは残念でした。

それから、精神鑑定で精神科の医師が話をされたのですが、専門用語が多すぎてすごくわかりにくかったです。それで質問をしたのですが、「素人が何を言う」という感じで「ないです!」と。これでは他の人も質問しにくいだろうな、という答え方をされてしまいました。

- C) 裁判員制度が始まってすぐでしたので、わかりやすく裁判を進めるという観点があったと思います。証拠の数も非常に少なく、証人もいませんでした。事件の構造もシンプルでわかりやすいものでした。証拠は、調書の中から選んで画像にして順序立ててモニターに映されて、わかりやすかったです。偽札は実際に手にとってみる機会がありましたが、証拠物はこれ1つだったのでちょっと疑問に感じたのを覚えています。裁判長に「この証拠をいつ見られましたか」と質問したら、「証拠は今日初めて見た」と答えてくれて、我々と同じなのだと思います。

上口) 裁判官と公平だったということがわかって安心したという気持ちですか。

- C) そうですね。公判前整理手続というものに、少し疑問を持っていて、裁判官と裁判員には若干情報量が違うのではないかと思っていたのですが、そんなに大きな差はないんだなあと思いました。

●量刑と市民感覚

上口) 3人の裁判員の方が関わった事件は事実関係には争いがなく、量刑(甲南法学'14) 55-1-2-80 (80)

裁判員制度の現状と課題

刑のみが問題になったと理解しています。裁判員裁判のほとんどは量刑のみが問題になるわけですが、では量刑はどのように決めていくのでしょうか。事実認定は市民の常識を反映させやすいと思いますが、量刑、つまり刑の重さや長さを考えるのは非常に重いというか、難しいのではないかなと思います。これについて皆さんがどう考えられたのかをお聞きしたいと思います。一般市民には、懲役刑はどのように処遇されているのか、懲役3年と5年ではどう違うのか、あるいは実刑と執行猶予では社会復帰の難しさがどれくらい違うのか、他のケースならどのくらいの量刑なのかという情報やイメージがあまりないと思います。そのあたりは、どう考えておられましたか。

C) 量刑については悩ましい気持ちでした。3年がどんなものか、1年がどんなものかというのはわかりません。まず考えたのは、検察が求刑4年を出しているのでそこからスタートして考えました。正直なところ、具体的なイメージはわからないので資料の中から判断したいと思います。今は量刑データの資料を使っているようですが、私が担当した裁判は初期の頃で、データは一切使いませんでした。

B) 処遇やそういうことは、まったく考えなかったです。とにかく量刑を決めなきゃと、そればかり考えていました。裁判が終わってから、刑務所って何をするんだろうとすごく気になるようになって、機会があったので見学に行きました。

平均的な量刑の長さについては量刑データベースが棒グラフで示されました。どれくらいの罪でどれくらいの刑かというのは、まったく想像がつかないので、結局そのデータベースを見て決めていったと思います。

A) 私の時、量刑データベースは確かなかったと記憶しています。個人的には市民が参加しているので、過去の前例にあまりとらわれなくて判断すべきだと思っていましたので、資料がないことは気になりませ

資 料

んでした。私の裁判の場合は求刑が13年で、判決は8年半だったんですが、犯罪に関わった別の実行犯が懲役12年で確定していたので、私の裁判の被告人が主犯であるかが争点でした。主犯であれば12年より上、そうでなければ下ということでしたので、データベースは必要なかったのかと思います。

裁判が終わって何年も経つのですが、今も引っかかっているのは、将来被告人と何かの形で会った時に、8年6月と10年がどう違うかと聞かれて説明できない、8年6月を導き出した意味を納得できていない自分がいることです。被告人がどこの刑務所でどのように生活しているのか、そういうことも知らないまま市民が参加するのは、実はちょっと怖いんじゃないかなと感じています。

たまたま死刑判決ではありませんでしたが、仮に死刑判決だった場合、死刑がどこでどうやって行われているのかということも、当時の私は知りませんでした。これは怖いなど、今考えてもそう思います。
上口) 重い話ですね。8年6月がどうやって決まったのか聞きたいところですが、守秘義務の関係でこれ以上聞けないのが残念です。施行後3年の見直しに関連して、今法制審議会で検討されているのではないかと思います。たとえば大学などの研究機関での検討の際などには守秘義務が外せるなど、より良い制度になっていけばいいと思います。

量刑データベースはあたりなかつたりということでしたが、他に、裁判官の資料や説明があつて助かったとか、それを聞いたけれど難しかったとか、何かありますか。

C) 懲役何年ということ、裁判所から出てくる資料で決めるのなら裁判員はいらないんじゃないかと思いましたが、裁判官の誘導があると困ると思っていました。あくまで我々裁判員が市民の声を大にして話そうと言ったのを覚えています。最終的には被告人の人生にまで話及びました。ですから、裁判では証拠だけで判断しなさいという説明

裁判員制度の現状と課題

だったと思いますが、やはり1人の人間として考えたと思います。夜遅くまで評議して、法定より短い2年6月に決まったことに、私は満足しています。

- B) データベースに沿って議論が始まって、それ以外に基準がなかったので決まっていきかけたのですが、データベースとは大きくかけ離れている意見を出された方もありました。それに対して裁判官は、あまりにも今までの平均の量刑とかけ離れていることについて、公平性という点でどうかなあと発言していました。

ただ、裁判員が考えて出した結論が1年でも半年でも平均と違ってきたとしたら、それは今後につながっていくのではないかということを書いていただいて、平均通りに決まったらシステムティックな話で裁判員がいる意味がないのかなとも思ったりして、自分なりに考えていきました。

- A) 裁判官が評議を想定するところに持って行ってしまわないかと言われることもありますが、裁判官がリードすることはありませんでした。むしろ、裁判員に対して非常に気を使っていたのが印象的でした。

●評議の時間は十分だったか

上口) 皆さん、それぞれに思いを持って悩みながら決めていかれたのがよくわかりましたが、議論の時間が足りないと感じたとか、時間切れになったということはありませんでしたか。

3人から) ありませんでした。

●裁判員を経験して

上口) 皆さん、それぞれに裁判員の経験は貴重だと考えておられると思いますが、裁判員を終えた後、司法や裁判に対する見方や、生活の中

資 料

で変わったこととか、意識するようになったことなど、何か変化はありますか。

A) 私は、先ほども申し上げましたが、そもそも死刑はどうやって行われているのかとか、被告人は受刑者となってどこでどのように生活するのか、ということを知る必要があったなと思いました。刑務所に見学に行ったり、死刑について話を聞きに行ったり、そういうことを意識的に行うようになりました。よくよく考えると、裁判員を終わってからやることに意味がないとは言いませんが、知っているという前提で裁判に臨むのと、そうでない場合では、おそらくかなり結果に差が出るはずですよ。どのような差になるかはわかりませんが、そのように感じました。

もう1つ、裁判員をしてよくわかったのですが、裁判について見聞きすることは、今まではテレビや新聞ラジオなどメディアから知るしかなかったのですが、この情報は非常に限られたもので、ごく一部なのだとわかりました。裁判で被告人と約4日間やりとりをしていく中で、メディアの情報ではわからなかった加害者からの目線を知りました。メディアでは被害者側のことは書かれていますが、どうしてその犯罪に至ったのかという加害者の目線に思いを巡らせながら、その後の裁判報道を見たり聞いたりするようになったというのが、いちばん大きな違いだと思います。

B) 裁判員を経験して視野が広がりました。事件などについて他人事が自分事になったかなと思います。一方的な視点からの情報にとらわれることが多かったのが、裁判という手続はいろんな方向からの情報が入ってきて、それを総合的に考えましたので、裁判を経験したことで、いろんな方向から物事を判断しないといけないと思うようになりました。それから、司法を身近に感じたことはなかったのですが、私たちは司法に守られているんだなあと感じるようになりました。

C) 日常の世界から、3日間ですが、いきなり非日常の世界に入るわけです。普通の生活をしている中では、犯罪を起こす人の話を聞くというのはまずあり得ないです。裁判で被告人の立場でものを考えるのは、私の場合は非常に困難でした。というのは、被告人の生活環境なども弁護士さんがとうとうと述べるわけです。それも裁判なので当然なのですが、なぜそんな犯罪になったのかと被告人の立場で真剣に考えると、自分には別世界のこととと思っていたようなことを、自分のことに置き換えないと正しい判断ができないんじゃないかという気持ちになり、苦しい思いをしました。犯罪者の心理を垣間見たのは今となってはプラスになっています。これは裁判員を経験しないとわからなかったと思います。

その後は、Aさんと同じで、三面記事等の報道も、大きく見方が変わりました。逮捕されたというような記事を読んでも、裁判が終わってないのに、まだ犯人かどうかはわからないのに失礼な記事だという目で見えるようになりました。こういうところで話をさせていただくのも、裁判が終わった時点では考えてもみなかったことです。

時間の経過と共に、自分のしたことがどういう意味か考えて、裁判員になった経験を生かしたいと思うようになりました。制度については賛成ですので、裁判員になるチャンスがあれば参加して欲しいとメッセージを送る立場でありたいと思っています。

●裁判員経験者としての要望

上口) 裁判員の経験者の方には守秘義務があって、こういう場で話す機会もなかなかありませんし、経験を共有し合うことは難しいのが現状だと思います。この会場には研究者の方も一般市民の方もおられると思いますが、未来の裁判員になる可能性のある皆さんに一言お願いします。

資 料

また第2部では現職の裁判官も登壇されますので、裁判所への期待や要望などがあればお願いします。

- B) まず注文ですが、守秘義務は、どこまで話していいのか、本当にわかりにくいです。できれば、ここまではいいと例をあげて決めてほしいと思います。自分が話せないこともあるのですが、周りの人が自己規制していて裁判の話題を聞きませんから、余計に話せないんです。私は、話せないことの心理的負担をずっと感じていました。実は、事件に関わった被害者が運ばれた病院が、通勤の電車の中から毎日見えるんです。その度に事件を思い出します。そのこと自体で思い出して気持ちがしんどいということではなく、それを含めた裁判のことを話せないことが辛い気持ちでした。私は裁判員の経験者が集まるグループに参加して話をする機会があって、モヤモヤしていたものを解消することができました。話せないことでモヤモヤすることもいっぱいあるので、これは経験者の方へのメッセージですが、話してほしいなと思います。5年経っているのに、まだまだ制度が身近なものではないと感じています。

もっと身近になれば話しやすいのですが。本当はこの場に立っているのも嫌なんです、私が話さないと、他の人にも話してもらえないのかなという気持ちです。経験を話すためにはまず参加しないとけませんので、裁判員には断らずに参加してほしいと思います。

- C) 裁判員を経験すると、みんな守秘義務の壁に当たると思います。悩ましい問題です。私も本当は話したいです。国民が参加する裁判ということなら、当然、その経験は共有すべきものだと思います。裁判員が評議で自由に意見を述べ合うためには、裁判員を守るということを考えると必要だというのは確かにそうなんです、共有という点からみると、個人的なプライバシーを守るということに限定したら、もう少し話せることが増えるんじゃないかと思います。そういう具体的な

裁判員制度の現状と課題

指示があって、それ以外は話せるようにすれば、共有は可能だと思います。被害者や関係者のプライバシーを守るのは当然です。これは当たり前の話で、それ以外の内容は話していいと思うのですが。もう少し一般市民に共有されていけば、裁判員をやってみようという人が増えていくと思います。

- A) 裁判は決して他人事ではないんだということがよくわかりました。私自身、裁判員を終わった後、被害者として裁判に関わることがありました。裁判のことを知っておくのと知らないのとでは、いろんなことが違ってくると思います。被害者になることもあれば、加害者になることもあるかもしれない。とくに車を運転する方は、その可能性があります。裁判を知っておくことで、結果的に自分自身の身を自分で守ることにつながります。裁判員制度に賛成・反対の意見はあると思いますが、とくに反対している人ほど参加して意見を言うのも手かもしれません。裁判員制度を義務とを感じるのか、権利として考えるのかに差はあると思いますが。

それから、去年裁判員をされた方の話を聞いても、やはり裁判員はお客さま扱いをされていると思います。もうそろそろ、そういう時代は終わってもいいんじゃないかと思います。お客さま扱いをされていることについて、市民がどのように感じるかということも、気になっています。

裁判員の心理的負担について、よく裁判所がコメントしていますが、その割に裁判が終わった後の被告人がどうなったか等についての情報開示に積極的ではありません。裁判員制度は一審で終わります。被告人が控訴すれば高裁に進みます。高裁の裁判がいつどこで行われるのか、それくらいの情報は裁判所が裁判員に報告する義務があると思います。

上口) 率直なご意見をありがとうございました。

資 料

裁判員への参加は市民の義務となっていますが、司法においても市民が主権者です。辞退率が年々上がっていますが、もし候補者になられたら辞退せずに裁判員として自分達の住んでいる市民社会で起こった重大事件をどう考えるのか、そこに向き合って司法権を行使していただければと思います。裁判員として経験したことを積極的に発信して、市民社会にフィードバックする。その機会も十分に担保されるべきだろうと感じました。そのためには、皆さんからも話がありました。守秘義務を緩和することが不可欠ですし、裁判員経験者からの提案を制度改善に生かしていくべきだと思います。裁判所もアンケートを取って経験者と交流して終わりではなく、経験者の意見や要望を十分に聞いて制度の改良にまで進めるべきだと思います。

これで第1部を終わりますが、引き続き第2部の裁判官、弁護士はじめ専門家の皆さんにこの議論を引き継いでいただいて、裁判員制度への建設的な提言をいただけるのではないかと期待しています。

経験者の皆さん、今日は貴重な発言をどうもありがとうございました。

第2部 専門家によるパネルディスカッション

笹倉) それでは引き続き第2部をお送りしたいと思います。

第2部では第1部を受けて、日頃から法律に関わっている方々に解説と提言をしていただきます。

まず登壇者をご紹介します。大阪地方裁判所第12刑事部の部総括判事の遠藤邦彦さん、大阪大学高等司法研究科教授で刑事訴訟法を担当されています水谷規男さん、大阪弁護士会に所属されていて、日本弁護士連合会・刑事弁護センター副委員長でいらっしゃいます西村健さん、朝日新聞大阪社会部の記者で、2004年から8年間論説委員をされておりました野呂雅之さんです。野呂さんは大阪弁護士会の市民会議の委員もされておりました。

ではお一人ずつ、自己紹介を兼ねて裁判員裁判との関わりをお話してください。

●自己紹介

遠藤) 皆さんこんにちは。大阪地方裁判所で裁判官をしております遠藤と申します。私は裁判官になって26年目になりますが、裁判員裁判は制度が始まって2年目から担当しました。これまで、53件裁判員裁判を担当しました。300人を超える裁判員の方と一緒に裁判をやったこととなります。

大阪のデータの的な特徴を簡単に申し上げますと、大阪地裁では中之島の本庁と堺支部で裁判員裁判をしています。大阪地裁は裁判員裁判の件数が多いところです。裁判員に選ばれる割合ですが、平成24年は全国平均9000人に1人のところ、大阪地裁本庁では5400人に1人が選ばれています。毎年日本で1位か2位の、裁判員に選ばれやすい場所です。エネルギーがたくさん集まる場所なのかなと思います。同じ

資 料

く人口の多い東京と裁判員裁判の件数を比べると、大阪は東京の93%です。人口比は東京の67%なので、裁判員裁判が多いことがわかります。

それから、争いのある事件が多いのも特徴です。全国平均では争いのない事件が6割強くらいなのですが、大阪は争いのない事件は4割ちょっとです。私たちが担当する裁判員裁判も、かなりの割合で争いのある事件で、負担の多い事件が多いのが現状です。私がこれまで担当した53件の中では無罪になった事件もあれば、2名を殺害したという事で無期懲役になった事件もあって、バラエティがあります。

毎回初めての方が裁判所に来られるのですが、裁判員の皆さんには頭の下がる思いをしています。1部でもAさん、Bさん、Cさんから経験者としてのお話を伺う中で、いろんな思いを持ちながら裁判員の仕事を務めていただいたことを改めて感じたところです。

水谷) 大阪大学の水谷と申します。私は裁判員裁判を傍聴したのは1件だけで私が現状と課題を語る資格があるのかという思いもありますが、研究者として制度のあり方を考えています。『季刊刑事弁護』という雑誌の編集委員をしていた関係で、導入前も導入後も、裁判員裁判のあり方について考えてきました。日常的には、ロースクールでこれから法曹になる学生たちの教育をしています。実務基礎科目で教えておられる弁護士の先生方のお話を聞く機会があるのですが、実務家の先生方は、誰にでもわかる言葉で語りなさい。また、自分が言いたいことは何かを的確に伝える話し方をしなさい、とおっしゃいます。私も教える立場ですので、私自身も同じことが必要だと思っています。今日は皆さんの関心にどこまで応えられるかわかりませんが、なるべくわかりやすく話したいと思っています。よろしくお願いします。

西村) 大阪弁護士会の西村です。弁護士会は、裁判員制度が始まる前から、市民の司法参加制度は望ましいと主張して、積極的に運動してき

裁判員制度の現状と課題

ました。私は、弁護士会の立場から、市民の司法参加に関する提言作成等に関わってきました。その観点から、今日のテーマである裁判員制度の現状と課題ということで、一言申し上げたいと思います。

まず現状ですが、現状は基本的には弁護士会が想定していた通りになったと言えると思います。弁護士会が裁判員制度のような市民の司法参加制度を導入しようと考えたのには、2つの理由があります。1つは、日本は民主主義国家であり、裁判は、国が果たすべき大事な事柄ですから、そこには当然市民が参加するべきだということです。もう1つは、刑事裁判は、弁護士会から見ればいろいろ問題があるところ、市民が関与すれば、刑事裁判が変わっていきだろうと考えたからでした。

まず民主主義国家における市民の司法参加制度という点について考えたいと思います。第1部の裁判員の経験者の方3人が、それぞれ自分のこととして司法を考えたとおっしゃっていました。弁護士会は、市民の司法参加制度を導入すれば、一人一人が司法を身近な問題として考えるようになるだろうと予想していましたが、まさに、そのようなことがおきているのです。刑事裁判が変わるという点ですが、裁判員をやってから死刑について考えるようになった、あるいは可視化も考えるようになった、あるいは刑務所を考えるようになったと裁判員経験者の方は発言されました。これらは今後刑事裁判が変わっていく契機になっていくだろうと思います。

他方課題もありますが、この課題は弁護士会が想像もしていなかったことです。裁判員経験者の皆さんが口を揃えて「弁護士は何をやってるんだ」とおっしゃいました。まさに、弁護人の法廷活動の良し悪しが今問われているわけです。ここまで課題が大きいとは予想できず、これをなんとかしないといけないと思っている今日この頃です。

野呂) 朝日新聞社会部の野呂です。私は大阪社会部で司法担当記者にな

資 料

ったのが1988年です。はじめは右も左もわからなくて、法廷にいても法律用語がちんぷんかんぷんでしたが、だんだんと一端の司法記者になったつもりで法曹三者の方と難しい専門用語も使いながら話ができるようになっていました。ところが、ある聴覚障害者の裁判を取材して衝撃を受けたんです。その方は60歳を過ぎた男性でしたが、家が貧しくて手話や教育を受けられなかった。彼は両親が死ぬと、働くところもなく窃盗を繰り返してきました。黙秘権もわからない。彼はちゃんと教育を受けていれば被告人になることはなかったんじゃないか。あるいは働く場があれば、あるいは罪を犯しても更生する施設があれば、ここになくて良かったんじゃないか。司法記者になって法廷用語とかそういうことばかり考えてたんですが、そうじゃなくて刑事裁判を通じて社会の仕組み、労働問題、教育問題、福祉の問題に目を見開かされました。

それから、大阪に「陪審制度を復活する会」というのがありまして、立命館大学の佐伯千仞先生を中心にやっていた会に参加するようになりました。なぜ陪審制度かという、たとえば乳飲み子を抱えたお母さんが陪審員になる場合、当然保育制度がないといけません。今でいう非正規労働の方が参加するのに、1週間休めるかという問題。陪審制を復活することによって社会の仕組み、制度をより良い方向にもっていけるのではないかと考えたんです。

裁判員裁判ができたときは司法担当の論説委員として社説を書いていましたが、裁判を傍聴した時に、「ああ、初めて法廷で日本語が話されている」と感じました。それまでは被告人にはわからない法廷用語が話されていたのが、日本語で理解できる裁判になったと衝撃を受けました。日本語でわかるというのは当たり前だと思うのですが、その当たりの刑事裁判が実現されつつある。今日は専門家ではなく、市民の立場でいろんなこととお話しさせてもらいたいと思います。

●わかりやすい裁判

笹倉) ありがとうございます。今、野呂さんからお話がありました「わかりやすい裁判」ですが、裁判員事件では、実際にわかりやすい公判は実現できているのでしょうか。

第1部の冒頭で、「疑わしきは被告人の利益に」などの刑事裁判の原則と言われるものを聞いたかどうか、裁判員経験者の方々は覚えていないという話がありました。この点について、裁判官は実際にはどのように裁判員の方々に説明されていますか。

遠藤さん、お願いします。

遠藤) ご説明します。今日の配付資料に「刑事裁判の手続の流れ」という一覧表〔116頁参照〕がありますのでご覧ください。

第1部で「説明を受けましたか」という話題がありましたが、裁判が始まる前に裁判員を選ぶ手続があって、選ばれた方には裁判の基本原則の説明をすることになっています。この場面では簡単な説明に止めています。たとえば「裁判というのは有罪か無罪かを決めます。有罪であった場合には、刑の重さを決めます」。あるいは「判断材料は法廷での証拠だけに限ってください。テレビやニュースで見たことは証拠ではありません」。また、「有罪か無罪かを決めるに当たっては、常識的に考えて被告人がこの犯罪をやったことに間違いないと考えられる場合は有罪。他方、常識的に考えて被告人が犯罪をやったことに合理的な疑問が残る場合には無罪にしてください」という程度の説明です。何故この程度の説明に止めているかというと、まだ裁判が始まっておらず、裁判員は、手続もご覧になっていないからです。たとえば「疑わしきは被告人の利益に」の原理原則は、法学部の学生が2年間勉強してもなかなか難しい原理です。これを市民の方に3分で説明するのは難しいですし、理解するのも難しいのです。そこで、私はこの

資 料

段階では、「漠然とこんなことが言われているという問題意識を持っていただければ結構です。あとは裁判をご覧になる中で、証拠をご覧になる中で議論していきましょう」と説明しています。そして、審理に入る前には、実際の具体的な手続の流れについて簡単な説明をします。

公判審理の手続の中で冒頭陳述というのがありますが、ここでは、例えば検察官が「被告人には殺意があった」と主張するのに対し、弁護人が「殺意を争う」と主張して、検察官と弁護人双方から「こういうことについて立証します」というガイドラインが示されます。この後、およそ15分から20分休憩をとって争点に関する概略的な説明と、検察官、弁護人の考えのポイントを説明します。

証拠調べでは具体的な証拠の中身を見ていきながら、公判審理の7番目、8番目ですが、最後に検察官、弁護人のプレゼンテーションがあります。ここでは、検察官から殺意があるということについて、「こういう理由から合理的な疑いなく立証できた」と考える。弁護人からは「こういう根拠から殺意があるというには合理的な疑いが残る」というプレゼンテーションがされます*。これを踏まえて流れの10番目で具体的な評議に入ります。

評議の冒頭で改めて、最初に説明した原則の確認をします。こういう問題意識でこれから話を進めていきましょうということで、具体的には、検察官と弁護人の最終的なプレゼンテーションを参考にしながら、殺意が問われている場合なら殺意があったということについて、合理的な疑いが消える程度に納得できたかということについて、弁護人が提起した問題点を逐一検討していきます。弁護人の問題提起を解消できれば疑いなく殺意がある。原則に基づいて合理的な疑いが残れば、最終的には殺意に疑いがあるという結論になるということで評議

*裁判員裁判の公判審理については、遠藤邦彦「裁判員裁判における審理の在り方」『刑事訴訟法の争点』（有斐閣、2013年）204頁参照。

裁判員制度の現状と課題

を進めています。抽象的な議論というよりは、裁判で問題になった事柄について、具体的な証拠に基づいているような可能性を広く検討する中で見えてくるということをやっています。

笹倉) ありがとうございます。遠藤さんからの今のご説明について、西村さん、弁護人の観点からいかがでしょうか。

西村) 合理的疑いを差し挟まない立証が必要という基準を抽象的に説明するものではないということは、弁護士会も同様に考えています。弁護士会でも、具体的な証拠に基づいて、こういう証拠があるから有罪にするには疑問が残るといようなこと述べなければならないということを、繰り返し、繰り返し研修で述べています。しかし、なかなか全弁護士まで通じていないことは残念です。たとえば、タバコが落ちていたとして、そこからDNAが発見された、そのDNAが被告人のものだから被告人は有罪ではないかということが問題になった時、なぜそのタバコがそこに落ちていたのか、彼は何度かその現場近くに行ったことがあるのではないか、その現場で別の機会に吸ったタバコが落ちたという疑問が残るのではないか等、具体的に、証拠に基づいて言うべきだと思います。

他方、刑事裁判の重要な原則については、繰り返し説明していただきたいというのが弁護士として率直な印象です。裁判員選任直後の最初の段階での説明は簡単にすべきだという趣旨はわかります。また、段階的に説明していくべきだというのもその通りだと思います。しかし、必要なら中間評議の場や、特に、最終評議では、繰り返し説明していただきたいと思います。裁判所では必要な場合に繰り返し説明していただいていると信じていますが、特に重要なので、繰り返しお願いしたいことです。

笹倉) この点について、水谷さん、研究者の立場からいかがですか。

水谷) 第1部のご発言の中で、選任直後に行われる、いわゆる「法39条

資 料

の説明」は、聞いてもほとんど裁判員の頭には残っていないということは、非常に印象に残りました。これを受けて考えると、たしかに心構えとしては最初に言うべきですが、それだけでは足りないだろうと思います。西村さんがおっしゃったように、冒頭陳述が終わった段階では主張が展開されているだけですから、これは主張に過ぎませんということを押さえると同時に、なぜそういう主張が出てくるのかということについてもきちんと説明する必要があります。そうすると争点が浮かび上がってきます。争点が浮かび上がってくる中で、疑いが残れば無罪、ということの意味を、その事件に即して説明可能になります。証拠を見ていくときに、もしこういうところに疑問が残ったら、それが合理的疑いになるということを改めて説明をすることになるでしょう。

さらに証拠調べが終わって弁論の段階になったら、そこでも説明をもう一度繰り返す。評議の冒頭でも事件に即して説明する。こうしたことをしないと、第1部でもありましたように、日常的に物事を考える環境とは違う中に裁判員は放り込まれていますから、原則の意味をその事件に即して理解することはできないでしょう。いくら繰り返しても繰り返し過ぎることはないと思います。何度も、機会があるごとに刑事裁判の原則について説明することが必要だと思います。また、裁判員への説明は、基本的に公判廷で行われることが必要ではないかと考えています。

●証拠による事実認定

笹倉) ありがとうございます。

次に、刑事裁判では証拠によって事実の認定をしなくてはいけないという原則があります。第1部で、裁判員経験者の方からもう少し証拠を見たかったという話がありました。この点について、裁判を傍聴

裁判員制度の現状と課題

されてきた記者の観点から、野呂さんはどのようにお考えでしょうか。

野呂 私は記事を書くためには、判決に至るまでの裁判を傍聴しないと
いけないと考えていますし、判決の言渡しが終わってから裁判員の方
に記者会見で話を聞きます。新聞記者の場合は認めている事件にはあ
まり興味がなくて争いのある事件に足繁く通うのですが、争いのある
いくつもの事件の記者会見で、何人もの裁判員が同じこと言っていた
のは、証拠が足りないということです。あれも知りたい、これも知り
たいというものがありましたと、多くの裁判員が記者会見で話してい
ました。公判前整理手続には、法曹三者、すなわち裁判官、検事、弁
護人が出ています。裁判員、市民が加わる裁判員裁判は延々とやるわ
けにはいきませんので証拠を絞らざるを得ないのですが、やはり短い
期間でやることを前提として証拠を絞りすぎているんじゃないかと思
います。

もう1つ、裁判官、検察官、弁護人の証拠に対する情報量と、裁判
員の情報量ですが、Cさんは同じだとおっしゃいましたが、かなり違
う。何故かという、公判前整理手続で裁判官は見ているからです。
社説でも書いたのですが、公判前整理手続に市民を加えることはでき
ないのか、ということです。もちろん同じ裁判員でなくてもいいと思
います。あるいは、公開の場でやってはどうか。どこまで証拠を開示
するのか、争いのある証拠、採用しない証拠など難しい問題はあると
思います。証拠に関する情報の格差と、言い方は悪いですが、密室
で行われている公判前整理手続のやり方については改善すべき点があ
るのではないかと思います。

遠藤 誤解のないように説明をしたいのですが、裁判員裁判が始まる前
に打ち合わせの手続をしています。これを公判前整理手続と言います。
ここで主張や証拠を整理して、どういう証人が来て何日間の裁判をす
るかという日程を決めていきます。この時裁判官が見ているのは双方

資 料

の主張です。この事件はこんなストーリーで、こんな立証予定ですということだけで、裁判官は証拠を全く見ていません。証拠を見るのは裁判員と同じタイミングです。

裁判員裁判が始まって今6年目ですが、証拠の量には変遷があります。制度が始まった頃は、裁判員の方にとっては初めての裁判だし、情報が多いと混乱するだろうということで、絞ろう絞ろうということでかなり厳選しました。裁判所も厳選するよう求めました。その結果、木の幹しか証拠が出ない。もう少し枝や葉っぱがないと実感ができないという感想が寄せられてきて、ああそうか、絞りすぎたという話になりました。難しいのは、その加減です。ゆるめすぎて、細かな葉っぱや枯葉まで証拠になって、たとえば放火事件で写真が100枚出ると、疲れたという声が出ます。その案配を巡っては1件1件考えつつ、裁判員の感想を聞いて反省会をしています。

大阪地裁では裁判が終わると、その裁判毎に担当した法曹三者で反省会をしている部が多いのですが、その時に裁判員の感想を率直に、今回は量が多かった、今回は少なかったという意見も検察官、弁護人にお伝えしています。

最近感じているのは、証拠の量の問題もあるんですが、先ほど1部でも出ていたように、なぜこの証拠がいるのかという問題です。Aさんのお話にあった飲み屋のレシートも、たぶん検察官は問題意識を持って出していると思いますが、出すタイミングを間違えるとよくわからなくなります。最近、初めから全部は調べないで、証人の段階になった時に、その関係する証拠を調べて、証人にその証拠を説明してもらうようにしています。たとえばメールなどが証拠になって出てくることがありますが、メールだけ見ても当事者でないと会話の意味がわからないこともあります。何か意味があるから検察官、弁護人が請求しているんですが、これをまとめて調べることはしないで、証拠調

べが進んで争点がわかってきてから、メールを送った本人の証人尋問の前くらいに調べる。その直後に証人尋問を行って、これはどういう経緯でどんな意味があったのか証言してもらおう。どの証拠を、どのタイミングで調べるかによって、わかりやすさにかなり差が出ることを経験値として学んできました、前もって打ち合わせの手続をする時には、その証拠を調べるか調べないかだけでなく、どういうタイミングで調べますかということも含めて打ち合わせをしているのが現状です。

水谷) どういう証拠がどんな意味を持っているのかを予告する役割は、冒頭陳述にあるはずだと思います。冒頭陳述でこの証拠を見れば強盗とわかるはずですときちんと予告されていれば、この証拠はこういう意味で調べているという説明は必要ないのではないかと思います。

遠藤) こんなケースを考えてください。たとえば、放火事件で、そこに住んでいた人が被告人として起訴されている。窓などは全部閉まっていて、鍵も壊れていないので、鍵を持っている人しか犯人ではあり得ない。検察官としては被告人は鍵を持っていた人物だから犯人である可能性が高いということで起訴している。放火現場の建物の写真が出た時に、窓枠には埃がたまっているとすると、検察官としては埃がたまっていることを見て欲しい。でも、その説明がなく「北側の窓を写します」と写真が出ると、「窓だな」としかわからない。検察官がどのような点に着目してほしいかについて視点を与えておかないとわからないんです。

いちばん最後の論告弁論のプレゼンテーションで、裁判員に「1日目に見てもらった窓ガラスを思い出してください。あの窓ガラスの枠には埃がたまっていて、誰も触った跡はありませんでした」と言うのと、「そうか、そういう意味だったのか」となるわけです。そういう工夫や説明をせずに、初めての裁判員の方にわかって下さいという方が無

資 料

理なんです。このような意味で、私は、証拠調べのあり方を工夫していく必要があると実感しています。

笹倉) 証拠調べの工夫の話が出ましたが、第1部では圧倒的に検察官の立証の方が弁護人の立証よりもわかりやすかったという話がありました。この点について、西村さんからコメントはありませんか。

西村) さきほど、課題の1つとして弁護士の研修を挙げました。第1部の裁判員経験者の方のお話もそうでしたが、裁判員のアンケート結果を見ましても、弁護人の法廷活動がわかりにくいというご意見は、検察官がわかりにくいという意見に比べて4倍です。これは大変だということで、弁護士会もなんとかしないといけないと思っています。法廷でわかりやすくするというのが裁判員裁判のポイントで、弁護人の法廷活動もそうあるべきだと考えています。内容面でも技術面でも同じです。

内容面では、いかに被告人の主張が理にかなっているのかについて、きちんと打ち合わせし、かつ、それを漫然とではなくわかりやすく述べる必要があります。法的な理論に沿って主張しなければいけないのは当然です。

技術的にわかりやすいというのも当然でして、さきほど経験者の方から、検察官はわかりやすい資料を配ったが、弁護人の方は卒論のようだったという話がありました。これはまさに論外ですね。例えば、弁護士会は、ルール・オブ・スリーといって、重要な要点はたいてい3つにまとめられるから3項目に絞るよう考えてみることに、文章は短くすること、書面を出す場合には、わかりやすいものにするなどといって研修しますが、なかなか浸透していません。残念ですが、なんとか頑張らなければならないと思っています。

野呂) さきほど遠藤さんがおっしゃったことはよくわかります。それは多分、従来の裁判の考え方だと思います。従来の裁判は、傍聴してい

裁判員制度の現状と課題

でもよくわからない。検事の言うことや弁護人の言うことを聞いて、こういうことを立証しようとしているのだろうと新聞記者はわかりますが、たぶん傍聴している人はわからないでしょう。

たとえばジグソーパズルのピースが100あるとします。あるピースを目に置くのか足に置くのかで全く変わってきます。裁判を見ている人はピースが何を意味するのかわからなくて、回答を知っている人、すなわち法曹三者が埋めていくような仕組みです。弁護人もそうですが、種明かしを早くすることが大事だと思います。プレゼン能力というよりも、裁判員の理解を高めてもらうためには、種明かしというか、証拠の意味づけ、評価づけを早くしないとイケない。頭の中でピースがバラバラなままで、最終局面で「あ、こういうものだったんだ」とわかるというのが先ほどの話だと思います。最初からこれは目に置くんですよ、足に置くんですよという評価付けをしながら証拠を調べていかないと、プレゼン能力が上がっただけでは理解しづらい。

今の段階では検察の方がわかりやすいですが、それは、公判担当に優秀な検事を送り込んでいるからです。検察は国家機関ですから制度に力がかかることができますが、弁護士の方はなかなか弁護士会の研修にも参加しない人もいるので難しいと思います。力を入れざるを得ないとしか言いようがないと思います。

遠藤) 今のお話には賛成です。みなさんにお配りした「刑事裁判の手続の流れ」を見ていただくと、実はこれまでの法律の考え方では、証拠調べのところでは証拠の中身を言うことはいいが評価を言ってはいけない、証拠の評価を言うのはいちばん最後の論告弁論の場面だという暗黙の理解がされていました。あくまでも証拠調べでは証拠を説明するまで、この証拠はこんな問題意識だということは言ってはいけないという暗黙のルールがあったのです。でも、これはプロ向きの手続なんですね。検察官や弁護人が証拠を請求した以上問題意識があるわ

資 料

けですから、やはり市民の裁判員の方にはそのことについてジグソーパズルの位置づけみたいなものを言っただけだと、裁判員の方を置き去りにして手続が進んでしまう。これまでの解釈論を前に進めていかないといけません。このあたりは研究者の先生方にはぜひやっていただきたいなと思います。

笹倉 もちろん検察官はすべての立証責任を負うので、検察官のプレゼンがうまいのは当たり前なのですが、そのあたり、弁護人は難しい立場にあるのが実情なのかもしれませんね。

遠藤 弁護人の活動について、たしかに厳しいご意見をたくさん聞きますが、弁護士会の研修を見ると、非常にわかりやすいプレゼンを目指した研修がされていました。ですから参加した弁護人はそれなりにできると思うのですが、個人差が大きすぎるという問題が1点あります。

また司法修習生が研修をしています。司法修習生はわかりにくい弁論を聞いています。修習生は評議にも参加しますから、わかりにくい弁論の結果どうなるかを経験しているんですね。これからの若い法律家は、こんなことやっちゃだめだ、A4で卒論みたいなのを書きちゃだめなんだということを実感しています。どうすればいいかについては能力の問題もありますが、やっちゃいけないことへの理解は段々広がっていると思います。

●量刑をどのように決めるか

笹倉 希望に満ちたお話をありがとうございます。さて、第1部の話を聞いても量刑がやはりひとつの焦点になったということでした。しかし、量刑を決めるというのは、裁判員にとって非常に難しいと思います。そのあたり、裁判所からは量刑の考え方についてどのような説明をしているのでしょうか。

遠藤 量刑の考え方は説明しています。簡単に説明するのはなかなか難
(甲南法学'14) 55-1・2-102 (102)

裁判員制度の現状と課題

しいところですが。手続の流れに沿ってご説明しますと、起訴状の朗読があって、被告人、弁護人の意見を聞くと争いのある事件かどうかわかります。冒頭陳述で検察官、弁護人それぞれの主張を伺うわけですが、弁護人の主張を前提にしても有罪という場合については、この時点で量刑の考え方を簡単に説明することもあります。どういう説明かというと、刑の重さは、被告人の人柄では決まりません。被告人がどういうことをやったか、行為の悪質性とか、なぜやったかということで決まりますので、これから証拠調べをする中では、そういう問題意識を持っていてください。つまり、やったことはどんなことで、どんなところが悪質で、どんな動機でやったかが刑を決める上ではポイントになりますよということです。そういう簡単な説明をして証拠を見ていただくようにしています。

評議では有罪と結論が決まってから量刑の評議をしていくわけですが、第1部の経験者の方から、人を裁くのは重いという話がありました。目の前に被告人がいるわけですから、裁判員の中には彼をどう裁けばいいのか考えて昨日眠れなかったという感想をおっしゃる方もあります。私も長年裁判官をしています。人は裁けません。人を裁くことができるのは神様くらいだと思います。裁判で何をするかというと、やったことの社会的評価を明らかにして、その評価に応じた刑の重さを決めるというのが裁判の役目です。ですから、決して人を裁けるものではありませんし、人を裁こうとは思わないでください。やったことを社会的にどう評価するかだけを考えていただければけっこうです、という話をした上で、刑の重さを決める事情については犯罪行為、つまりやったことについての結果と重さ、行為の危険性、動機はどうか基本であって、いい人か悪い人かについてはあまり考えなくてけっこうです。あるいは、今後立ち直れるかどうかについても、これは予測の話ですから、我々には予測はできません。法廷でいい人だ

資 料

と思ったから立ち直れるという問題でもありません。また、なんだ、反省してないなあと思っても、人間は何かのきっかけで変わりますよね。この段階で将来を決めないようにしましょうという説明をして、具体的に犯罪行為に対する検討に入っていただきます。

笹倉) 先ほど、量刑のデータベースを使って評議するというお話がありました。具体的な量刑の決め方や流れについて教えて下さい。

遠藤) 裁判所には、全国的な量刑データベースがあります。事件の関係者には公開している当事者公開的なもので、平成20年4月1日以降判決があった事件がデータ化されています。裁判員裁判は21年5月から始まって、判決が出たのは夏以降ですので、1年半位の分の裁判官裁判のデータが入っていますが、それ以降は裁判員裁判のデータなので、最近のデータベースは裁判員裁判の量刑傾向になってきていると思います。第1部のお話にもありましたが、棒グラフです。たとえば強盗致傷1件といってもいろんなタイプがあって金融強盗とコンビニ強盗では全然質感が違いますから犯罪類型で区分けされています。路上強盗1件と検索するとデータが出て、分布で示されているものです。あと、事件の概要についても簡単にわかります。また、同じようなことをしていても同種前科がたくさんある人と無い人では刑に差をつける必要がありますので、同種前科の有無等もわかります。あるいは被害弁償できている事件か、被害者が許すと言っているかどうかなど、刑の大枠に影響を与えるような事情の概要もわかるようになっているデータです。

データの使い方ですが、制度施行後6年の中で変遷があります。だんだんと裁判員裁判のデータが増えてきましたが、初めの頃はデータ自体が裁判官裁判のものが多いということもあって、あまり早い時期に出すと「裁判官が誘導している」とかいろんなことを言われるんじゃないかと冷や冷やししながら、「見せていいですか？」と了解をとりつ

つ使っていたのを覚えています。最近、シンプルに「どうぞ見てください」と提示しています。

量刑で難しいのは、たとえば今日お話があった殺人事件とか強盗致傷事件は、全部悪い事件なんですね。絶対悪というところからイメージは出発すると思います。ただ、刑の重さというのは相対的なランキングのようなところがあります。つまり、無茶苦茶悪い事件と、無茶悪い事件との違いのようなものです。悪いんだけど、まだましなところがありますか、より悪いところはありませんか、そのランキングをつけるような意識でお考えくださいと話しています。

量刑評議で、事案についてイメージの共有ができた段階でデータベースを見ていただくようにしています。でないと、たぶんわからないんじゃないかなと思います。最終的にはピンポイントの年数を決めていただくわけですが、そのために刑の分布状況を見ていただきます。皆さんは完成形のデータをイメージされているかもしれませんが、裁判員の方はよく「う～ん、結局よくわからない」とおっしゃいます。つまり、おおまかな傾向だけがわかる。第1部の話で8年6ヶ月というのがありましたが、8年か9年か悩んだ時には役に立つかどうかはわかりません、そういう程度のもので。最後は皆さんが後悔しないように意見を出してくださいとお話しています。ということで、刑の大枠や量刑の傾向をみるには役に立つけれど、細かなところをみるには役に立たないのが量刑データベースです。

西村) 量刑については、弁護人も刑を述べるようにと、弁護士会では推奨しています。検察官は、これまでも、また現在も、具体的に刑期を述べています。ところが、これまで弁護人は、死刑か無期かという場合や執行猶予をつけるかどうかという場合しか、刑の長さについて具体的なことを言っていませんでした。懲役何年が適切なのか、10年なのか12年なのか、あるいは15年なのかは、裁判員裁判では、弁護人も

資 料

具体的に論拠を持って言うべきだということを研修では推奨していません。弁護人の主張が説得力があるかどうかのポイントになると思います。

具体的事情についても、例えば、今までは、単に、被告人は若いんだ、だから刑を軽くするんだということぐらいしか述べていませんでした。しかし、裁判員の方にお聞きすると、若いからなぜ刑を軽くするのかわからない、若い人こそ人生は長いから、年配の人と比較すれば、また犯罪を犯す可能性が高いのではないかという意見をもっている人もいました。そこで、なぜ若いから被告人の罪を軽くするべきなのか、具体的事件内容、具体的家族状況、具体的な周囲の環境等に基づいて説得的に主張すべきだと言っております。ただ、そこは、まだ弁護人の努力が足りないところかと思います。

さきほどの遠藤さんの説明の中で2つ感じました。

1つは、事件によっては、有罪か無罪かに関する証拠を調べて、その上でその点についての評議をし、その後量刑について情状を調べてから刑について評議するというふうには、手続を分けて審理評議している場合もあります。ただ、有罪か無罪かが争点になっているのに手続を分けていない事件の場合、被告人が無罪であると主張しているので、有罪になった場合にはこの証拠で刑を軽くすべきだということを主張することはできません。特に、死刑の適否が争点になるときが重大問題です。ですから、有罪か無罪かを争っている場合、弁護人はどのようにしたらいいのか悩んでいます。弁護人が主張したいこと、被告人が言いたいこと、刑を軽くすべきだということが出しにくいからです。

もう1点は、さきほど遠藤さんから説明がなされました。遠藤さんはとてもフランクな方で、わかりやすく工夫していろんな話をされるのだと思います。しかし、その話の内容が、本当に刑法学などに照らして正しい表現なのかどうか、検証が必要かなと思いました。

水谷) 最後の点の、刑罰をどう決めるべきかについての理論的な説明が、おそらくあまりなされてないのかなと、ちょっと気になりました。まずよく言われるように犯情が基本だとされています。その他の情状についてはあまり重視しないようにという説明だけでは、行為に対する責任が刑罰を決めるということがうまく伝わらないおそれがあるんじゃないかと危惧を感じました。しかしながら、刑罰がどうやって決められるべきかというのは、いったい誰が説明できるのか、非常に難しいところです。

したがって、量刑についてどういう議論を期待するかということについても、当事者の方からまず示すことがあってもいいんじゃないかと思います。たとえば検察官であれば事件の社会的影響を強調し、それに対して弁護人の立場から、被告人の今後の生活の中で刑罰を終えた後どうやって社会復帰していくかが大事だということを説明する。そういう当事者の目線があってもいいのではないかと思います。

もう1点、西村さんもおっしゃいましたが、事実が争われている時の量刑の問題をどう扱うべきかについては、基本的には制度を変えるべきだと思います。有罪無罪を激しく争っているときは、量刑の点まで弁護人が主張するのは無理だと思います。したがってそういう事件では、まず有罪無罪を決める手続をやる。有罪と決まってから、いったん手続を止めて量刑についての証拠調べ、弁論を重ねて結論を出す方が好ましいと考えています。

笹倉) 量刑の点について野呂さんいかがですか。

野呂) ちょっと気になっているのは、求刑超えの量刑です。争いのある裁判で、いったん有罪と決めると裁判員の方はけっこう厳しい量刑を出します。それは悪いことではないというか、難しい事実認定をして量刑も決めるというのは、大変です。水谷さんのおっしゃるように、手続二分の問題もあります。そもそも市民が量刑を決めるのは難し

いですね。

たとえば2012年8月に社説にも書いたんですが、アスペルガー症候群の障害の男性がお姉さんを殺した事件で、求刑16年で20年の判決を言い渡したんですね。その理由として、社会にこの障害に対する受け皿がないので、許される限り長期間刑務所に収容して反省を深めさせようというようなことでした。守秘義務の問題もありますが、なぜこんな判決がなされたのか。裁判官、裁判長がどう言ったのか。あるいは市民はどう判断したのか。最初にお話ししましたが、裁判員制度をする意義は、福祉や教育や労働の問題、社会の仕組みをよい方向に変えていくことだと思うのです。ところがこの裁判を見て、全然違う方向に行ってると感じました。量刑については、そういう難しい問題をはらんでいると思います。

●守秘義務

笹倉 最後に、裁判員をした後の話です。

裁判員経験者の方から、物事を見る見方が変わったという話もありました。しかし、とくに守秘義務に関連して、どこまで自分の経験を話して良いのかわからないという危惧がありました。そのあたり裁判所では守秘義務の問題について、裁判員の皆さんにどのように説明されていますか。

遠藤 守秘義務について範囲がわからないというご意見は、裁判所で月1回開催している経験者の意見交換会でも出る場合があります。私が説明しているのは、法廷で聞いたことは個人情報以外はまったくオープンです。それから評議室で出た意見は秘密にしてください。感想や意見は皆さんが話していただかないとわからないので、積極的に話してくださいとご説明しています。ただ、感想といたって「こんな評議だったとは言えないじゃないか」という反論はありえるかもしれま

せん。

私は、材料があった方が話しやすいかなということで、判決書きを仮名処理したものをお持ち帰り用に渡しています。大阪市〇〇区内の〇〇マンションで、被告人がAさんを殺したという風に、個人情報がない状態にした判決要旨を渡して、この内容は話してもらってけっこうですよと説明してお配りしています。判決自体は法廷で読み上げたそのものですから、全く問題はありません。これをふまえて、ここが大変だったよとか、ここは良かったよということについて話して下さい、そういう取り組みをしています。全部の部でやっているわけではありませんが、どこまでが秘密でどこまでオープンかについてはしっかり説明しないといけないということは、経験者のご意見を聞いて感じています。

水谷) 元々批判はあったのですが、裁判員法は、私が見てもわかりにくいです。本来は漏らしてはいけないとすれば、それは評議の秘密だけです。そうであれば70条の規定だけで十分だと思います。裁判官や裁判員の意見とその多少の数について述べてはいけないという規定さえあればよくて、それ以外の職務上知り得た秘密というのはいったい何なのか、よくわかりません。

遠藤) 個人情報などですね。

水谷) それはむしろ、裁判の秘密の問題ではなくて個人情報保護の問題です。趣旨の違うものを一緒にせずに、個人情報はもらしてはいけないという定義にすればいい。職務上知り得た秘密ということになると、裁判員として経験したこと全部になりますから、そこで経験者の方が困ってらっしゃるんじゃないかなと思います。

西村) 守秘義務についてはいろいろ議論があるところです。弁護士会は、もう少し軽くしたらいんじゃないか、話せる範囲をもっと広げていいんじゃないかということを主張しています。それはさておき、今の

資 料

法律の枠内でもいろいろ工夫ができるということ、今日遠藤さんからも話していただいたと思います。今までは判決要旨は裁判員の方には渡していなかったと思います。しかし、仮名処理が適切かどうかはともかく、それをやってらっしゃるのは遠藤さんだけで…

遠藤) 私だけじゃないです。

西村) 遠藤さんだけではなく、全裁判官ではないということですね。判決要旨のことは初めて聞いたのですが、今の法律の枠内でももっといろんな工夫ができると思います。初期の裁判員の方の中には、裁判終了後、他の裁判員といろいろ議論したいんだけども裁判員同志の連絡先がわからないという苦情がありました。そのような苦情を受けて、裁判所も、ある裁判員の方が他の裁判員の方に連絡先などを教えてもいいという場合は教える運用になったと聞いています。今後も、いろんな工夫があると思います。

弁護士会は、裁判員制度が導入されれば裁判所も変わると言ってきました。裁判員制度導入後、裁判所もいろんな意見をお聞きになって、いろいろ工夫されているようです。これからもどんどんいろんな工夫が必要だと思います。

野呂) 秘密については話し出すと時間がかかるので。

特定秘密もそうですが、市民にとっては範囲がわからないのですべて秘密になる。たとえば先ほどの求刑超えの判決でも、なぜそのようなことが起きたのか。みんな知りたいと思うんですね。プライバシーの問題は別として、なぜこうなったのか。意思形成の過程は評議の秘密になりますが、何が秘密かをきちんと定めないといけないでしょう。市民を参加させているのだから市民が知りたいことについて、当然答えなきゃいけないと思います。なぜこうなったのか、検証のしようがないというのは問題です。これは制度論なので今後の課題として議論しなくてはいけないのかなと思います。

●裁判員制度のもたらす効果

笹倉) ありがとうございます。最後に、第1部でも経験者の方から「社会について考えるようになった」「いろんな視点で考えるようになった」という積極的な評価もありました。皆様から見て、裁判員制度がもたらした効果にはどのようなものがあるでしょうか。

遠藤) 先ほど1部で、経験者の方からこんな風な見方に変わったというお話がありました。私は、裁判員裁判が終わった後は必ず感想を聞いています。ある方は、評議はフリートークで意見交換しながらやっているのですが、「こういうものごとの決め方があったのかと思った。家庭でも社会でもやったことがないので、職場や家庭でもやってみたい」という感想をおっしゃった方もいました。私が見ていると、裁判員の方は、選ばれた段階では、3分の1の方は「ああ、当たっちゃった、失敗した」と感じている方、3分の1の方は「やってもいい」と思ってこられた方、残りの3分の1はどちらでもない、というイメージです。やってみたいと初めから思っていた方は少数ですが、終わった後の感想では、初めにめんどくさそうだなあ、失敗したなど思っていた方も、自分の変化に気がついてきたというお話をされることがあります。第1部でも新聞等は被害者側から見た事案なんだという話が出ていましたが、「審理を担当して被告人のこれまでの状況を聞いていくと加害者の状況も見なくちゃいけないんだと、だんだん視点が変わってきました。すごくいい経験をしたと思います」と、変わっていかれる姿を日々目撃しています。また、事実認定の基本原則は難しいという話がありましたが、合理的な疑いというのは、たしかに抽象的で難しいのですが、私はいつも、自分がそう考えたという理由を説明できるかどうか、文章に書けるような理由として説明できるかどうかで考えてくださいと言っています。文章に書けないと単なるイメージで終わっちゃってる可能性がありますよね。文章で理由を説明でき

資 料

そうだなと思えば、それは説得的な意見だと思います、という風に話しています。時々、裁判員の方から、色々評議をした後半ですが、「自分はAのような気がするんだけど、理由がうまくいえないなあ。証拠がないなあ。単なるイメージに過ぎないのかな。文章にできるような理由が言えないということを考えていくと、漠然とした感想に過ぎないという気もしてきた。そうすると、裁判長が言った原則からいうと認定しちゃいけないということなので、自分はAとはいえないという意見にします」というように、どんどん成長されていくんです。そういう姿を見ると感動します。私が26年やってきて身につけた特技を裁判員の方が2日でマスターされたら、こちらの立場がなくなってしまう。裁判員の潜在力はすごいというのは日々実感しています。

刑事裁判は真実が大事なんですが、これまでの刑事裁判はどちらかというと専門家がわかればいい真実だったと思います。裁判員制度が始まって、市民のわかる真実は何かということで議論、探求が進んでいるんだろうと思います。その意味では、わかりやすい証拠調べもそうですし、難しい法律概念について法律家はきちんと説明しないといけない。市民の方がわかる真実は何かということで、かなり変わってきました。

裁判員は、地域の方から選ばれます。ですから、コミュニティにおける犯罪について、コミュニティがどう判断するかが問われていると思います。裁判員の任務は重いです。昨日すぐには眠れませんという方もいらっしゃいます。でも、我々も頑張るので、市民の方にも頑張っていて、コミュニティとして犯罪に対してどういう評価を下していくか、一緒に考えていく。大変ですけど、大事な民主的な制度だと思いますので、まだまだその在り方を検討していく必要はあると思いますが、根っことしてはとてもいい制度だと5年間で実感しました。

水谷) 今のお話を伺っていても感じるのは、裁判員制度は法律家を変えるのだということです。これからの法律家は市民に納得できる説明をし、市民が理解できる言葉で語る存在でなくてはいけない。裁判員制度は、そういう時代が変わってきているということを示しているのではないかと思います。感想に過ぎませんが。

西村) 私は最初に現状は良くなっていると話ししました。最後に、ただ、未だ道半ばだということを申し上げたいと思います。

弁護士会は、裁判員制度は国にとって大事な制度だということと、導入すれば刑事裁判が変わると考えていたとお話しました。国にとって大事な制度といっても、まだ5年6年しか経っていません。裁判員は全体でいうと3万7千人余り、約4万人です。日本の成人人口が約8000万人としますと、全員の方が関与するまであと2000倍の年数が必要です。これはちょっと長いんじゃないかと思います。とはいうものの、この6年で、裁判に参加する人がゼロであったのに4万人になったということは、とても効果が大きいと考えられます。ただ、市民の方の辞退率は高く、今後とも定着させていくためには、企業の環境整備など、どこに問題があるのか考えていく必要があると思います。

もうひとつ、刑事裁判は、変わってきましたが、これも道半ばです。今、法制審議会で刑事訴訟法の改正に関する議論が進んでいますが、まだ本当のあるべき刑事手続にはなっていません。裁判員経験者の方が裁判に参加されて、あれは問題ではないか、警察は無茶してはいかんんじゃないとか、いろいろ感じていただければ、より良い刑事手続に変わっていくと思います。そういう観点からも、裁判員制度が定着し、拡充していくことを期待しています。

野呂) 裁判員として、我々市民がいちばん向き合わなくてはいけないのは死刑です。死刑の判決を我々が、市民が言い渡す。先ほどAさんも死刑はどうやって行われるのか、受刑者はどこでどんな生活している

資 料

のか知らないとおっしゃいました。裁判員制度を導入しながら、法務省は「知らしむべからず」なんです。今までは、死刑の問題、受刑者の問題を国民は知らなくていいだろう、「知らしむべからず」ですんでいた。今もそうで、市民が死刑に向き合わざるを得ない制度を作っておきながら、法務当局は死刑の中身を公開しないのです。これはおかしいと思います。

今までお聞きになって、遠藤さんの元ならば裁判員になりたいと思ったでしょう。裁判所が大きく変わったと思います。記者会見を聞いても、日本国民はすごいなあと思います。こんな難しい刑事裁判に真摯に向き合って、必死になってやってるんですね。裁判所が一緒になってやろうということで、裁判所も変わってきたと思います。これからはこういう形で裁判員の方がいろんな話をして、自分達が足りなかった情報を発言していただいて、そして国を変えていく、社会を変えていくというふうにしなきゃならないと思います。

笹倉 ありがとうございます。

時間がなくなってきました。もっと話したい、もっと聞きたいこともあるかもしれませんが、今日の市民公開講座はこれで終わりたいと思います。市民が今後主体的に裁判に関わって行くにはどうすればいいのか、あるいは法律家がどういうふうに変わって行けばよいのかということを、今後とも皆様と共に考えていきたいと思います。

本日のシンポジウムのパネリストの皆さん、一部の司会の上口さん、ありがとうございます。そして準備段階から「裁判員 ACT」の皆さんには大変にお世話になりました。また大会事務局の皆様にもお手伝いいただきました。ありがとうございます。そして最後に、本日お集まりいただきました皆様、本当にありがとうございました。

これで市民公開講座「裁判員制度の現状と課題」を終わりたいと思います。ありがとうございました。 《了》

裁判員制度の現状と課題

《市民公開講座》裁判員制度の現状と課題・当日配付資料①

市民公開講座 裁判員制度の現状と課題

2014年6月28日土曜日 18時～20時（開場：17時30分）

総司会：笹倉香奈（甲南大学准教授・刑事訴訟法）

第1部 裁判員経験者によるパネルディスカッション

進行：上口達夫（「裁判員ACT」裁判への市民参加を進める会）

パネリスト： 裁判員経験者（3名）

第2部 専門家によるパネルディスカッション（進行：笹倉香奈）

パネリスト： 遠藤邦彦（大阪地方裁判所第12刑事部・部総括判事）

西村健（大阪弁護士会・日弁連刑事弁護センター副委員長）

水谷規男（大阪大学教授・刑事訴訟法）

野呂雅之（朝日新聞大阪社会部、元論説委員）

裁判員候補者名簿記載者数	1,737,106人	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数	245,145人
選任手続期日に出席した裁判員候補者数	189,023人		
選任された裁判員の数	37,128人	選任された補充裁判員の数	12,693人

（2014年4月末までの累計・最高裁HP <http://www.saibanin.courts.go.jp>より）

【参考】 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（抜粋）

第1条 この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ、裁判員の参加する刑事裁判に関し、裁判所法及び刑事訴訟法の特則その他の必要な事項を定めるものとする。

第39条 裁判長は、裁判員及び補充裁判員に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員及び補充裁判員の権限、義務その他必要な事項を説明するものとする。

2 裁判員及び補充裁判員は、最高裁判所規則で定めるところにより、法令に従い公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第70条 構成裁判官及び裁判員が行う評議並びに構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたものの経過並びにそれぞれの裁判官及び裁判員の意見並びにその多少の数（以下「評議の秘密」という。）については、これを漏らしてはならない。

第79条 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項と同様とする。

1 職務上知り得た秘密（評議の秘密を除く。）を漏らしたとき。

2 評議の秘密のうち構成裁判官及び裁判員が行う評議又は構成裁判官のみが行う評議であつて裁判員の傍聴が許されたもののそれぞれの裁判官若しくは裁判員の意見又はその多少の数を漏らしたとき。

3 財産上の利益その他の利益を得る目的で、評議の秘密（前号に規定するものを除く。）を漏らしたとき。

3 前項第3号の場合を除き、裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、評議の秘密（同項第2号に規定するものを除く。）を漏らしたときは、50万円以下の罰金に処する。

4 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又はその被告人の他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告人において認定すべきであるとする事実若しくは量定すべきであるとする刑を述べたとき、又は当該被告人において裁判所により認定されたと考える事実若しくは量定されたと考える刑を述べたときも、第1項と同様とする。

5 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、構成裁判官であつた者又はその被告人の他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、当該被告人の裁判所による事実の認定又は刑の量定の可否を述べたときも、第1項と同様とする。

刑事裁判の手の続の流れ

